

平成24年第2回廿日市市議会（第2回定例会）条例案新旧対照表

報告第7号	専決処分につき承認を求めることについて （廿日市市税条例の一部を改正する条例）	1
報告第8号	専決処分につき承認を求めることについて （廿日市市都市計画税条例の一部を改正する条例）	11
報告第9号	専決処分につき承認を求めることについて （廿日市市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）	17
議案第57号	廿日市市税条例の一部を改正する条例	19
議案第58号	廿日市市ひとり親家庭等医療費支給条例の一部を改正する条例	21
議案第59号	廿日市市地区計画区域内建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例	23
議案第60号	廿日市市立学校施設使用条例の一部を改正する条例	31

廿日市市税条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○廿日市市税条例（昭和31年条例第29号）

（下線の部分は改正部分）

改正後	改正前
（固定資産税の納税義務者等） 第54条 （略） 2～6 （略） 7 家屋の附帯設備（家屋のうち附帯設備に属する部分その他施行規則第10条の2の10で定めるものを含む。）であつて、家屋の所有者以外の者がその事業の用に供するため取り付けたものであり、かつ、当該家屋に付合したことにより家屋の所有者が所有することとなつたもの（以下この項において「特定附帯設備」という。）については、当該取り付けた者の事業の用に供することができる資産である場合に限り、当該取り付けた者をもつて第1項の所有者とみなし、当該特定附帯設備のうち家屋に属する部分は家屋以外の資産とみなして固定資産税を課する。 附 則 （土地に対して課する平成24年度から平成26年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義） 第11条 次条から附則第14条までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に掲げる規定に定めるところによる。 （1）～（5） （略） （6） 前年度分の固定資産税の課税標準額 法附則第18条第6項（附則第13条の場合にあつては、法附則第19条第2項において準用する法附則第18条第6項） （7） （略） （平成25年度又は平成26年度における土地の価格の特例）	（固定資産税の納税義務者等） 第54条 （略） 2～6 （略） 7 家屋の附帯設備（家屋のうち附帯設備に属する部分その他施行規則第10条の2の11で定めるものを含む。）であつて、家屋の所有者以外の者がその事業の用に供するため取り付けたものであり、かつ、当該家屋に付合したことにより家屋の所有者が所有することとなつたもの（以下この項において「特定附帯設備」という。）については、当該取り付けた者の事業の用に供することができる資産である場合に限り、当該取り付けた者をもつて第1項の所有者とみなし、当該特定附帯設備のうち家屋に属する部分は家屋以外の資産とみなして固定資産税を課する。 附 則 （土地に対して課する平成21年度から平成23年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義） 第11条 次条から附則第14条までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に掲げる規定に定めるところによる。 （1）～（5） （略） （6） 前年度分の固定資産税の課税標準額 法附則第18条第7項（附則第13条の場合にあつては、法附則第19条第2項において準用する法附則第18条第7項） （7） （略） （平成22年度又は平成23年度における土地の価格の特例）

改正後	改正前
第11条の2 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。）を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、<u>平成25年度分又は平成26年度分</u>の固定資産税に限り、当該土地の修正価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。 2 法附則第17条の2第2項に規定する<u>平成25年度適用土地又は平成25年度類似適用土地</u>であつて、<u>平成26年度分</u>の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、修正された価格（法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。	第11条の2 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。）を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、<u>平成22年度分又は平成23年度分</u>の固定資産税に限り、当該土地の修正価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。 2 法附則第17条の2第2項に規定する<u>平成22年度適用土地又は平成22年度類似適用土地</u>であつて、<u>平成23年度分</u>の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、修正された価格（法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。
（宅地等に対して課する<u>平成24年度から平成26年度までの各年度分</u>の固定資産税の特例）	（宅地等に対して課する<u>平成21年度から平成23年度までの各年度分</u>の固定資産税の特例）
第12条 宅地等に係る<u>平成24年度から平成26年度までの各年度分</u>の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当	第12条 宅地等に係る<u>平成21年度から平成23年度までの各年度分</u>の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当

改正後	改正前
該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。	該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。
2 前項の規定の適用を受ける商業地等 _____ に係る平成24年度から平成26年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等 _____ に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に _____ 10分の6 を乗じて得た額（当該商業地等 _____ が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等 _____ であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等 _____ に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合にあつては、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。	2 前項の規定の適用を受ける住宅用地又は商業地等に係る平成21年度から平成23年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該住宅用地又は商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に、住宅用地にあつては10分の8、商業地等にあつては10分の6 を乗じて得た額（当該住宅用地又は商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける住宅用地又は商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該住宅用地又は商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合にあつては、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。
3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成24年度から平成26年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2 を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合にあつては、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。	3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成21年度から平成23年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2 を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合にあつては、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。
	4 住宅用地のうち当該住宅用地の当該年度の負担水準が0.8以上のものに係る平成21年度から平成23年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該住宅用地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該住宅用地の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課

改正後	改正前
	<u>税標準額（当該住宅用地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける住宅用地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該住宅用地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「住宅用地据置固定資産税額」という。）を超える場合には、当該住宅用地据置固定資産税額とする。</u>
4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成24年度から平成26年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額とする。	5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成21年度から平成23年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額とする。
5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成24年度から平成26年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額とする。	6 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成21年度から平成23年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額とする。
第12条の2 <u>地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成24年法律第17号）附則第10条第1項の規定に基づき、平成24年度から平成26年度までの各年度分の固定資産税については、法附則第18条の3の規定を適用しないこととする。</u>	第12条の2 <u>地方税法等の一部を改正する法律（平成21年法律第9号）附則第9条第1項</u> <u>の規定に基づき、平成21年度から平成23年度までの各年度分の固定資産税については、法附則第18条の3の規定を適用しないこととする。</u>

改正後	改正前																				
(農地に対して課する<u>平成24年度から平成26年度までの各年度分の固定資産税の特例</u>) 第13条 農地に係る<u>平成24年度から平成26年度までの各年度分の固定資産税</u>の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。 <table border="1" data-bbox="152 762 1052 1002"> <thead> <tr> <th>負担水準の区分</th><th>負担調整率</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.9以上のもの</td><td>1.025</td></tr> <tr> <td>0.8以上0.9未満のもの</td><td>1.05</td></tr> <tr> <td>0.7以上0.8未満のもの</td><td>1.075</td></tr> <tr> <td>0.7未満のもの</td><td>1.1</td></tr> </tbody> </table> (特別土地保有税の課税の特例) 第15条 附則第12条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等（附則第11条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。）に対して課する<u>平成24年度から平成26年度までの各年度分の特別土地保有税</u>については、第137条第1号及び第140条の5中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは「当該年度分の固定資産税に係る附則第12条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべ	負担水準の区分	負担調整率	0.9以上のもの	1.025	0.8以上0.9未満のもの	1.05	0.7以上0.8未満のもの	1.075	0.7未満のもの	1.1	(農地に対して課する<u>平成21年度から平成23年度までの各年度分の固定資産税の特例</u>) 第13条 農地に係る<u>平成21年度から平成23年度までの各年度分の固定資産税</u>の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。 <table border="1" data-bbox="1149 762 2049 1002"> <thead> <tr> <th>負担水準の区分</th><th>負担調整率</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.9以上のもの</td><td>1.025</td></tr> <tr> <td>0.8以上0.9未満のもの</td><td>1.05</td></tr> <tr> <td>0.7以上0.8未満のもの</td><td>1.075</td></tr> <tr> <td>0.7未満のもの</td><td>1.1</td></tr> </tbody> </table> (特別土地保有税の課税の特例) 第15条 附則第12条第1項から第6項までの規定の適用がある宅地等（附則第11条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。）に対して課する<u>平成21年度から平成23年度までの各年度分の特別土地保有税</u>については、第137条第1号及び第140条の5中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは「当該年度分の固定資産税に係る附則第12条第1項から第6項までに規定する課税標準となるべ	負担水準の区分	負担調整率	0.9以上のもの	1.025	0.8以上0.9未満のもの	1.05	0.7以上0.8未満のもの	1.075	0.7未満のもの	1.1
負担水準の区分	負担調整率																				
0.9以上のもの	1.025																				
0.8以上0.9未満のもの	1.05																				
0.7以上0.8未満のもの	1.075																				
0.7未満のもの	1.1																				
負担水準の区分	負担調整率																				
0.9以上のもの	1.025																				
0.8以上0.9未満のもの	1.05																				
0.7以上0.8未満のもの	1.075																				
0.7未満のもの	1.1																				

改正後	改正前
き額」とする。 2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から平成27年3月31日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第137条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とする。 3～5 （略）	き額」とする。 2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から平成24年3月31日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第137条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とする。 3～5 （略）
<u>第21条の2 法附則第41条第15項各号に掲げる固定資産について同項の規定の適用を受けようとする者は、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。</u> <u>(1) 当該固定資産を事業の用に供する者が法附則第41条第15項に規定する特定移行一般社団法人等（以下この条において「特定移行一般社団法人等」という。）に該当することを明らかにする書類</u> <u>(2) 次に掲げる事項を記載した書類</u> ア <u>法附則第41条第15項の規定の適用を受けようとする土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途</u> イ <u>法附則第41条第15項の規定の適用を受けようとする家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途</u> ウ <u>法附則第41条第15項の規定の適用を受けようとする償却資産の所在、種類及び数量並びにその用途</u> <u>(3) 特定移行一般社団法人等が幼稚園、図書館又は博物館法第2条第1項の博物館（次号及び第5号において「博物館」という。）を設置し</u>	

改正後	改正前
<u>た年月日を記載した書類</u> (4) <u>特定移行一般社団法人等が当該固定資産を直接保育、図書館又は博物館の用に供し始めた時期を記載した書類</u> (5) <u>当該固定資産が特定移行一般社団法人等で幼稚園、図書館又は博物館を設置するものの所有に属しないものである場合にあっては、第1号から前号までに掲げるもののほか、当該固定資産を当該特定移行一般社団法人等に無料で使用させていることを証する書類</u> <u>(東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例)</u> <u>第22条の2 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）により滅失（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号。以下この項及び次条において「震災特例法」という。）第11条の6第1項に規定する滅失をいう。以下この項において同じ。）をしたことによつてその居住の用に供することができなくなつた所得割の納税義務者が、当該滅失をした当該家屋の敷地の用に供されていた土地又は当該土地の上に存する権利の譲渡（震災特例法第11条の4第6項に規定する譲渡をいう。）をした場合には、附則第17条第1項中「第36条」とあるのは「第36条（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）」と、「同法第31条第1項」とあるのは「租税特別措置法第31条第1項」と、附則第17条の2第3項中「第37条の9の5まで」とあるのは「第37条の9の5まで（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）」と、附則第17条の3第1項中「租税特別措置法第31条の3第1項」</u>	

改正後	改正前
とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される租税特別措置法第31条の3第1項」と、附則第18条第1項中「第36条」とあるのは「第36条（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）」と、「同法第32条第1項」とあるのは「租税特別措置法第32条第1項」として、附則第17条、附則第17条の2、附則第17条の3又は附則第18条規定を適用する。 2 前項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする年度分の第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。）に、前項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）に限り、適用する。	
（東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間等の特例）	（東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期限の特例）
第23条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特例法 第 13条第1項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3及び附則第7条の3の2の規定の適用については、附則第7条の3第1項中「租税特別措置法第41条又は第41条の2の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」と、「法附則第5条の4第6項」とあるのは「法附則第45条第3項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4第6項」と、附則第7条の3の2第1項中「租税特別措置法第41条又は第41条の2の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項	第23条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第13条第1項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3及び附則第7条の3の2の規定の適用については、附則第7条の3第1項中「租税特別措置法第41条又は第41条の2の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」と、「法附則第5条の4第6項」とあるのは「法附則第45条第2項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4第6項」と、附則第7条の3の2第1項中「租税特別措置法第41条又は第41条の2の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項

改正後	改正前
の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」と、「法附則第5条の4の2第5項」とあるのは「<u>法附則第45条第3項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4の2第5項</u>」と、同条第2項第2号中「租税特別措置法第41条の2の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」とする。 2. <u>所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特例法第13条第3項若しくは第4項又は第13条の2第1項から第5項までの規定の適用を受けた場合における附則第7条の3及び第7条の3の2の規定の適用については、附則第7条の3第1項中「法附則第5条の4第6項」とあるのは「法附則第45条第4項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4第6項」と、附則第7条の3の2第1項中「法附則第5条の4の2第5項」とあるのは「法附則第45条第4項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4の2第5項」とする。</u>	の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」と、「法附則第5条の4の2第5項」とあるのは「<u>法附則第45条第2項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4の2第5項</u>」と、同条第2項第2号中「租税特別措置法第41条の2の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」とする。

改正後	改正前
附 則	附 則
（宅地等に対して課する<u>平成24年度から平成26年度までの各年度分の都市計画税の特例</u>）	（宅地等に対して課する<u>平成21年度から平成23年度までの各年度分の都市計画税の特例</u>）
2 宅地等に係る<u>平成24年度から平成26年度までの各年度分の都市計画税</u>の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第20項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「宅地等調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。	2 宅地等に係る<u>平成21年度から平成23年度までの各年度分の都市計画税</u>の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第20項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「宅地等調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。
3 前項の規定の適用を受ける<u>商業地等</u>に係る<u>平成24年度から平成26年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額</u>は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該<u>商業地等</u>に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に<u>10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第20項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等</u>であ	3 前項の規定の適用を受ける<u>住宅用地又は商業地等</u>に係る<u>平成21年度から平成23年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額</u>は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該<u>住宅用地又は商業地等</u>に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に、<u>住宅用地にあつては10分の8、商業地等にあつては10分の6を乗じて得た額（当該住宅用地又は商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第20項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける住宅用地又は商業地等</u>であ

改正後	改正前
るときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合にあつては、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。	るときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該住宅用地又は商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合にあつては、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。
4 附則第2項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成24年度から平成26年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第20項を除く。))又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合にあつては、附則第2項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。	4 附則第2項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成21年度から平成23年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第20項を除く。))又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合にあつては、附則第2項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。
	5 <u>住宅用地のうち当該住宅用地の当該年度の負担水準が0.8以上のものに係る平成21年度から平成23年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第2項の規定にかかわらず、当該住宅用地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該住宅用地の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該住宅用地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第20項を除く。))又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける住宅用地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該住宅用地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「住宅用地据置都市計画税額」という。))を超える場合には、当該住宅用地据置都市計画税額とする。</u>

改正後	改正前
5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成24年度から平成26年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第2項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第20項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。	6 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成21年度から平成23年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第2項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第20項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。
6 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成24年度から平成26年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第2項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第20項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。	7 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成21年度から平成23年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第2項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第20項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。
（農地に対して課する平成24年度から平成26年度までの各年度分の都市計画税の特例）	（農地に対して課する平成21年度から平成23年度までの各年度分の都市計画税の特例）
7 農地に係る平成24年度から平成26年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第20項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、	8 農地に係る平成21年度から平成23年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第20項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、

改正後

当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。

負担水準の区分	負担調整率
0.9以上のもの	1.025
0.8以上0.9未満のもの	1.05
0.7以上0.8未満のもの	1.075
0.7未満のもの	1.1

8 (略)

9 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に対する附則第7項の規定の適用については、同項中「当該農地に係る当該年度分の都市計画税額」とあるのは、「次項の規定により算定した当該農地に係る当該年度分の都市計画税額」とする。

10 附則第2項及び第4項の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、附則第2項及び第5項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第3項、第5項及び第6項の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、附則第5項から第7項までの「負担水準」とは法附則第17条第8号ロに、附則第7項の「農地」とは法附則第17条第1号に、附則第7項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準

改正前

当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。

負担水準の区分	負担調整率
0.9以上のもの	1.025
0.8以上0.9未満のもの	1.05
0.7以上0.8未満のもの	1.075
0.7未満のもの	1.1

9 (略)

10 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に対する附則第8項の規定の適用については、同項中「当該農地に係る当該年度分の都市計画税額」とあるのは、「次項の規定により算定した当該農地に係る当該年度分の都市計画税額」とする。

11 附則第2項及び第4項の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、附則第2項、第5項及び第6項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第7項において読み替えて準用される法附則第18条第7項に、附則第3項及び第5項の「住宅用地」とは法附則第17条第3号に、附則第3項、第6項及び第7項の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、附則第5項から第8項までの「負担水準」とは法附則第17条第8号ロに、附則第8項の「農地」とは法附則第17条第1号に、附則第8項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準

改正後	改正前
附 則	附 則
（東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例）	
15 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第44条の2第3項の規定の適用を受ける場合における附則第4項（附則第5項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、附則第4項中「第36条」とあるのは「第36条（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）」と、「同法」とあるのは「租税特別措置法」とする。	
（佐伯町及び吉和村の編入に伴う経過措置）	（佐伯町及び吉和村の編入に伴う経過措置）
16 佐伯町及び吉和村の編入の日（次項及び附則第19項において「編入日」という。）前に、旧佐伯町国民健康保険税条例（昭和30年佐伯町条例第32号。以下「旧佐伯町条例」という。）又は旧吉和村国民健康保険税条例（昭和41年吉和村条例第9号。以下「旧吉和村条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。	15 佐伯町及び吉和村の編入の日（次項及び附則第19項において「編入日」という。）前に、旧佐伯町国民健康保険税条例（昭和30年佐伯町条例第32号。以下「旧佐伯町条例」という。）又は旧吉和村国民健康保険税条例（昭和41年吉和村条例第9号。以下「旧吉和村条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。
17 編入日の前日に旧佐伯町が行う国民健康保険の被保険者又は旧吉和村が行う国民健康保険の被保険者であつて、編入日以後引き続き市が行う国民健康保険の被保険者であるものの属する世帯の世帯主に係る平成14年度分までの国民健康保険税の賦課徴収については、それぞれ旧佐伯町条例又は旧吉和村条例の例による。	16 編入日の前日に旧佐伯町が行う国民健康保険の被保険者又は旧吉和村が行う国民健康保険の被保険者であつて、編入日以後引き続き市が行う国民健康保険の被保険者であるものの属する世帯の世帯主に係る平成14年度分までの国民健康保険税の賦課徴収については、それぞれ旧佐伯町条例又は旧吉和村条例の例による。
18 編入日以後に国民健康保険の被保険者の資格を取得した者であつて、当該資格を取得した日に旧佐伯町の区域内に住所を有するものの属する世帯	17 編入日以後に国民健康保険の被保険者の資格を取得した者であつて、当該資格を取得した日に旧佐伯町の区域内に住所を有するものの属する世帯

改正後	改正前
の世帯主又は旧吉和村の区域内に住所を有するものの属する世帯の世帯主に係る平成14年度分までの国民健康保険税の賦課徴収については、それぞれ旧佐伯町条例又は旧吉和村条例の例による。 (大野町及び宮島町の編入に伴う経過措置) 19 大野町及び宮島町の編入の日（次項及び附則第22項において「編入日」という。）前に、旧大野町国民健康保険税条例（昭和52年大野町条例第4号。以下「旧大野町条例」という。）又は旧宮島町国民健康保険税条例（平成12年宮島町条例第21号。以下「旧宮島町条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。 20 編入日の前日に旧大野町が行う国民健康保険の被保険者又は旧宮島町が行う国民健康保険の被保険者であつて、編入日以後引き続き市が行う国民健康保険の被保険者であるものの属する世帯の世帯主に係る平成17年度分までの国民健康保険税の賦課徴収については、それぞれ旧大野町条例又は旧宮島町条例の例による。 21 編入日以後に国民健康保険の被保険者の資格を取得した者であつて、当該資格を取得した日に旧大野町の区域内に住所を有するものの属する世帯の世帯主又は旧宮島町の区域内に住所を有するものの属する世帯の世帯主に係る平成17年度分までの国民健康保険税の賦課徴収については、それぞれ旧大野町条例又は旧宮島町条例の例による。	の世帯主又は旧吉和村の区域内に住所を有するものの属する世帯の世帯主に係る平成14年度分までの国民健康保険税の賦課徴収については、それぞれ旧佐伯町条例又は旧吉和村条例の例による。 (大野町及び宮島町の編入に伴う経過措置) 18 大野町及び宮島町の編入の日（次項及び附則第22項において「編入日」という。）前に、旧大野町国民健康保険税条例（昭和52年大野町条例第4号。以下「旧大野町条例」という。）又は旧宮島町国民健康保険税条例（平成12年宮島町条例第21号。以下「旧宮島町条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。 19 編入日の前日に旧大野町が行う国民健康保険の被保険者又は旧宮島町が行う国民健康保険の被保険者であつて、編入日以後引き続き市が行う国民健康保険の被保険者であるものの属する世帯の世帯主に係る平成17年度分までの国民健康保険税の賦課徴収については、それぞれ旧大野町条例又は旧宮島町条例の例による。 20 編入日以後に国民健康保険の被保険者の資格を取得した者であつて、当該資格を取得した日に旧大野町の区域内に住所を有するものの属する世帯の世帯主又は旧宮島町の区域内に住所を有するものの属する世帯の世帯主に係る平成17年度分までの国民健康保険税の賦課徴収については、それぞれ旧大野町条例又は旧宮島町条例の例による。

改正後	改正前
（市民税の申告） 第36条の2 第23条第1項第1号の者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式（別表）による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定によつて給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、<u>勤労学生控除額、配偶者特別控除額若しくは法第314条の2第5項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7の規定によつて控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかつた者」という。）及び第24条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の（2）に掲げる者を除く。）については、この限りでない。</u> 2～8 （略） 附 則 <u>（法附則第15条第2項第6号の条例で定める割合）</u> 第10条の2 法附則第15条第2項第6号の条例で定める割合は、3分の2と	（市民税の申告） 第36条の2 第23条第1項第1号の者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式（別表）による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定によつて給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、<u>寡婦（寡夫）控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額若しくは法第314条の2第5項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7の規定によつて控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかつた者」という。）及び第24条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の（2）に掲げる者を除く。）については、この限りでない。</u> 2～8 （略） 附 則 <u>（法附則第15条第2項第6号の条例で定める割合）</u> 第10条の2 法附則第15条第2項第6号の条例で定める割合は、3分の2と（新設）

改正後	改正前
<u>する。</u> <u>第10条の3</u> (略)	<u>第10条の2</u> (略)

議案第58号

廿日市市ひとり親家庭等医療費支給条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○廿日市市ひとり親家庭等医療費支給条例(昭和54年条例第26号)

(下線の部分は改正部分)

改正後	改正前
(受給資格者) 第3条 (略) 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、受給資格者とし<u>ない</u>。<u>この場合において、第2号の所得税の額を計算するときは、所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第6号）の規定による改正前の所得税法（昭和40年法律第33号）の規定により算定するものとする。</u> (1)～(4) (略)	(受給資格者) 第3条 (略) 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、受給資格者とし<u>ない</u>。 _____ _____ _____ (1)～(4) (略)

廿日市市地区計画区域内建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○廿日市市地区計画区域内建築物等の制限に関する条例（昭和63年条例第23号）

（下線の部分は改正部分）

改正後

別表第1（第2条関係）

名 称	区 域
(略)	(略)
地御前対厳山線沿道地区地区整備計画区域	(略)
(略)	(略)
阿品台緑地南地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により、告示された阿品台緑地南地区地区整備計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域

別表第2（第3条、第4条、第5条、第6条、第6条の2、第6条の3関係）

地区整備計画区域の名称	計画地区の名称	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
		建築してはならない建築物	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の外壁等の面の位置の制限	建築物及び建築物の各部分の高さの最高限度	容積率の最高限度	建ぺい率の最高限度
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
下平良二丁目地区地区整備計画区域	準工業地域	(1) 法別表第2(イ)項第3号に規定する寄宿舍及び下宿 (2) 法別表第2(イ)項第4号に規定する学校（大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校を除く。）	500平方メートル。ただし、令第130条の4第2号に規定する建築物を除く。	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離の最低限度は、道路端から1メートルとする。ただし、既存建築物の部分についてこの規定に適合していない場合はこの限りではない。	—	—	—

改正前

別表第1（第2条関係）

名 称	区 域
(略)	(略)
宮島口上福面地区地区整備計画区域	(略)
(略)	(略)

別表第2（第3条、第4条、第5条、第6条、第6条の2、第6条の3関係）

地区整備計画区域の名称	計画地区の名称	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
		建築してはならない建築物	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の外壁等の面の位置の制限	建築物及び建築物の各部分の高さの最高限度	容積率の最高限度	建ぺい率の最高限度
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
下平良二丁目地区地区整備計画区域	二	(1) 法別表第2(イ)項第3号に規定する寄宿舍及び下宿 (2) 法別表第2(イ)項第4号に規定する学校（大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校を除く。）	500平方メートル。ただし、令第130条の4第2号に規定する建築物を除く。	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離の最低限度は、道路端から1メートルとする。ただし、既存建築物の部分についてこの規定に適合していない場合はこの限りではない。	—	—	—

(3) 法別表第2	く。)につ
(い) 項第5号に	いては こ
規定する建築物	の限りでは
(4) 法別表第2	ない。
(は) 項第4号に	
規定する建築物	
(5) 法別表第2	
(に) 項第5号及	
ひ第6号に規定す	
る建築物	
(6) 法別表第2	
(ち) 項第2号に	
規定する建築物	
(7) 法別表第2	
(り) 項第3号	
(1)、(5) 及	
び(7) から(20)	
に規定する事業を	
営む工場並びに同	
項第4号に規定す	
る危険物の貯蔵又	
は処理に供する建	
築物	
(8) 法別表第2	
(り) 項第3号	
(3) に規定する	
引火性溶剤を用い	
るドライクリーニ	

(3) 法別表第2	く。)につ
(い) 項第5号に	いては こ
規定する建築物	の限りでは
(4) 法別表第2	ない。
(は) 項第4号に	
規定する建築物	
(5) 法別表第2	
(に) 項第5号及	
ひ第6号に規定す	
る建築物	
(6) 法別表第2	
(ち) 項第2号に	
規定する建築物	
(7) 法別表第2	
(り) 項第3号	
(1)、(5) 及	
び(7) から(20)	
に規定する事業を	
営む工場並びに同	
項第4号に規定す	
る危険物の貯蔵又	
は処理に供する建	
築物	
(8) 法別表第2	
(り) 項第3号	
(3) に規定する	
引火性溶剤を用い	
るドライクリーニ	

	ング、ドライダイ イングの事業を営 む工場 (9) 法別表第2 (り) 項第3号 (4) に規定する セルロイドの加熱 加工の事業を営む 工場 (10) 法別表第2 (る) 項第6号に 規定する建築物 (11) 法別表第2 (を) 項第4号に 規定する建築物 (12) 建築物の1階 又は2階を住宅、 共同住宅、診療所 及び保育所に供す る建築物（3階以 上の部分の住宅、 共同住宅、診療所 及び保育所への出 入口、階段その他 これらに類する部 分を除く。）
商業	(1) 法別表第2
地区	(い) 項第3号に

	ング、ドライダイ イングの事業を営 む工場 (9) 法別表第2 (り) 項第3号 (4) に規定する セルロイドの加熱 加工の事業を営む 工場 (10) 法別表第2 (る) 項第6号に 規定する建築物 (11) 法別表第2 (を) 項第4号に 規定する建築物 (12) 建築物の1階 又は2階を住宅、 共同住宅、診療所 及び保育所に供す る建築物（3階以 上の部分の住宅、 共同住宅、診療所 及び保育所への出 入口、階段その他 これらに類する部 分を除く。）
--	--

[illegible]

			く。)に ついて は、この 限りでな い。		定は適用せず、北 側の前面道路又 は隣地の地盤面 と敷地の地盤面 に高低差がある 場合の措置につ いては、令第135 条の4第1項第 2号の規定を適 用する。		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
阿品 台緑 地南 地区 地区 整備 計画 区域	—	—	165平方メ ートル	建築物の外壁又は これに代わる柱の面か ら道路境界線までの距 離の最低限度は1メー トルとする。ただし、 この限度を満たない距 離にある建築物又は建 築物の部分が、次の各 号のいずれかに該当す る場合を除く。 (1) 外壁又はこれに 代わる柱の中心線の 長さの合計が3メー トル以下であると き。 (2) 物置その他これ らに類する用途に供	—	—	—

					定は適用せず、北 側の前面道路又 は隣接の地盤面 と敷地の地盤面 に高低差がある 場合の措置につ いては、令第135 条の4第1項第 2号の規定を適 用する。		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

				<u>し軒の高さが2.3メ</u> <u>ートル以下で、かつ</u> <u>床面積が5平方メー</u> <u>トル以内であると</u> <u>き。</u> <u>(3) 既存建築物につ</u> <u>いてこの規定に適合</u> <u>していない部分があ</u> <u>るとき。</u>				
--	--	--	--	--	--	--	--	--

廿日市市立学校施設使用条例の一部を改正する条例新旧対照表

○廿日市市立学校施設使用条例（昭和50年条例第34号）

（下線の部分は改正部分）

改正後							改正前						
別表（第6条関係）							別表（第6条関係）						
区分	使用料（1時間につき）						区分	使用料（1時間につき）					
	屋内運動場	運動場	柔剣道場	地域交流スペース	ミーティングルーム	運動場照明設備		屋内運動場	運動場	柔剣道場	地域交流スペース	ミーティングルーム	運動場照明設備
廿日市小学校	円 1,460	円 400	円	円	円	円	廿日市小学校	円 1,460	円 400	円	円	円	円
平良小学校	1,460	400		340	70		平良小学校	1,460	400		340	70	
原小学校	1,460	400					原小学校	1,460	400				
宮内小学校	1,460	400					宮内小学校	1,460	400				
地御前小学校	1,460	400					地御前小学校	1,460	400				
佐方小学校	1,460	400					佐方小学校	1,460	400				
阿品台東小学校	1,460	400					阿品台東小学校	1,460	400				
阿品台西小学校	1,460	400					阿品台西小学校	1,460	400				
金剛寺小学校	1,460	400					金剛寺小学校	1,460	400				
宮園小学校	1,460	400					宮園小学校	1,460	400				
四季が丘小学校	1,460	400					四季が丘小学校	1,460	400				
玖島小学校	730	400				190	玖島小学校	730	400				190
友和小学校	1,460	400					友和小学校	1,460	400				
津田小学校	730	400					津田小学校	730	400				
浅原小学校	730	400				190	浅原小学校	730	400				190
吉和小学校	1,460	400				190	吉和小学校	1,460	400				190
大野東小学校	<u>1,460</u>	400					大野東小学校	<u>730</u>	400				
大野西小学校	1,460	400				190	大野西小学校	1,460	400				190

改正後								改正前							
宮島小学校	730	400					190	宮島小学校	730	400					190
廿日市中学校	1,460	400	580					廿日市中学校	1,460	400	580				
七尾中学校	1,460	400	290					七尾中学校	1,460	400	290				
阿品台中学校	1,460	400	580					阿品台中学校	1,460	400	580				
野坂中学校	1,460	400	580					野坂中学校	1,460	400	580				
四季が丘中学校	1,460	400	580					四季が丘中学校	1,460	400	580				
佐伯中学校	1,460	400	580				190	佐伯中学校	1,460	400	580				190
大野中学校	730	400	290					大野中学校	730	400	290				
大野東中学校	1,460	400	290				190	大野東中学校	1,460	400	290				190
宮島中学校	1,460	400					190	宮島中学校	1,460	400					190
備考 分割して使用できる施設を分割して使用する場合は、分割の割合で徴収する。								備考 分割して使用できる施設を分割して使用する場合は、分割の割合で徴収する。							

